

2021年
4月

【フラット35】子育て支援型 と 【フラット35】地域活性化型 を統合します。



【フラット35】子育て支援型
【フラット35】地域活性化型



【フラット35】 地域連携型

※【フラット35】地域活性化型（地方移住支援）は、【フラット35】地方移住支援型へ名称を変更します。

地方公共団体と連携し、
子育て世帯や地方移住者等の
住宅取得を金利引下げで応援！

【フラット35】
の金利から

当初5年間 年▲0.25%

【ご注意】

- * 2021年3月末までに【フラット35】子育て支援型または【フラット35】地域活性化型で借入申込みし、2021年4月以降に資金実行される場合でも金利引下げの対象となります。
- * 今回の【フラット35】の制度変更にともない、すでに【フラット35】子育て支援型・地域活性化型で連携している地方公共団体の補助事業が連携対象外となることはありません。ただし、地方公共団体の補助事業の制度変更等により、連携対象外となる場合がありますので、詳しくは各地方公共団体にお問合せください。
- * 【フラット35】子育て支援型・【フラット35】地域活性化型（2021年度からは【フラット35】地域連携型・【フラット35】地方移住支援型）には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体の補助事業が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問合せください。
- * 【フラット35】地域連携型と【フラット35】地方移住支援型を併用することはできません。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の制度の詳細については、こちらをご覧ください。



<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>

お客さまコールセンター

0120-0860-35

通話
無料

土日も営業しています（祝日、年末年始を除く。）
営業時間 9:00 ~ 17:00

国際電話などで利用できない場合は、048-615-0420におかけください（通話料金ががかかります。）。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

www.flat35.com



- 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
- 外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

(2021年2月1日現在)

2021年
10月

新築住宅の建設または購入をご検討のみなさまへ

【フラット35】Sのご利用要件が変わります。



2021年10月の設計検査申請分より

**土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内で
新築住宅**を建設または購入する場合、


【フラット35】Sが**ご利用いただけなくなります。**

【ご注意】

- ✓ **土砂災害特別警戒区域内で新築住宅**を建設または購入する場合
【フラット35】Sはご利用いただけませんが、**【フラット35】**はご利用いただけます。
- * **既存住宅**を購入する場合は、**【フラット35】S**をご利用いただけます。
- * 2021年9月以前に設計検査を申請されたお客さまは、土砂災害特別警戒区域内でも【フラット35】Sをご利用いただけます。



土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）について

- 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
- 特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。
- * 最新の指定状況については、各都道府県のホームページで確認することができます。
- 各都道府県の問合せ先（土砂災害警戒区域等の指定状況）（国土交通省ホームページ）
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>

【フラット35】S

省エネルギー性・耐震性などを備えた質の高い住宅
（長期優良住宅など）を取得する場合、
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【フラット35】の金利から
当初**10**年間または**5**年間

年▲**0.25%**

- * 【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。
- * 【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。